

◎新潟県選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成25年6月21日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
38,948
- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
343,421
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,999
新潟市東区	38,010
新潟市中央区	48,736
新潟市江南区	18,891
新潟市秋葉区	21,436
新潟市南区	12,858
新潟市西区	42,957
新潟市西蒲区	16,825
長岡市三島郡	78,214
上越市	55,090
三条市	28,256
柏崎市刈羽郡	26,161
新発田市北蒲原郡	31,831
小千谷市	10,559
加茂市南蒲原郡	11,911
十日町市中魚沼郡	19,275
見附市	11,632
村上市岩船郡	20,372
燕市西蒲原郡	24,994
糸魚川市	13,118
妙高市	9,789
五泉市東蒲原郡	18,997
阿賀野市	12,518
佐渡市	17,346
魚沼市	11,045
南魚沼市南魚沼郡	18,600
胎内市	8,709